

2018年度（平成30年度）事業報告

概況

2018年度（平成30年度）における食品業界を巡る状況としては、営業許可制度やHACCP義務化に係る食品衛生規制の改正、又、原料原産地表示の義務化を含む新たな食品表示基準によるラベル等の改版が進められてきた事がある。

このような環境の中で、当検査協会はJAS法に基づく登録認証機関として、JAS製品の格付のための検査、認証製造業者（以下「認証工場」という）の新規認証審査、認証工場に係わる確認審査、製品の品質・表示にかかる指導・調査、品質管理担当者及び格付担当者の資格取得講習会の開催等のJAS関係業務を、業界関係者の協力を得て滞りなく遂行することができた。

I 認証登録事業

1 製造事業者認証等事業

2019年3月31日現在の認証工場数は、トマト加工品で40工場、ウスターソース類で39工場、醸造酢で54工場、にんじんジュース及びにんじんミックスジュースは6工場で、合計139工場となっている。

(1) 2018年度における認証工場の動向は、次の表のとおりであった。

【認証工場数の動向(2019年3月31日現在)】

種 類 別	工場数	当年度の 認証工場の増減
トマト加工品	40	+2、-3
ウスターソース類	39	+2、-1
醸造酢	54	+3、-2
にんじんジュース及び にんじんミックスジュース	6	0
計	139	+7、-6

(注) 外国認証工場（トマト加工品；トルコ2工場、イタリア1工場）

(2) 2018年度において実施した確認審査は、次の表のとおりであった。

【確認審査実施工場】

	種 類 別	工場数
定期 確 認 審 査	トマト加工品	21
	ウスターソース類	26
	醸造酢	39
	にんじんジュース及び にんじんミックスジュース	5
	計	91
臨 時 確 認 審 査	トマト加工品	1
	ウスターソース類	1
	醸造酢	0
	にんじんジュース及び にんじんミックスジュース	0
	計	2
無 通 告 に よ る 確 認 審 査	トマト加工品	0
	ウスターソース類	1
	醸造酢	0
	にんじんジュース及び にんじんミックスジュース	0
	計	1

2 講習会開催事業

(1) 認証工場の品質管理担当者等を対象とする専門講習会を次のとおり開催した。

【開 催 内 容】

開催日	開催地	受講者数
2018年(平成30年) 10月17日~18日	東京都	42人
(1) J A S法及び最近の動向について (独) 農林水産消費安全技術センター 規格検査課 専門調査官 相原 拓史		

- | | | |
|---|------------------------------|--------|
| (II) 食品の衛生管理とH A C C P | トップウェイ リサーチ&コンサルティング | 道上 安幸 |
| (III) トマト加工品、ウスターソース類、醸造酢並びに
にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの格付業務について | 当検査協会検査主任 | 北村 真弓 |
| | 同 検査員 | 宮田 淳子 |
| (IV) 認証事業者が遵守すべき業務について
(認証申請書記載事項変更届等) | 当検査協会検査主任 | 大澤 潤子 |
| (V) トマト加工品、ウスターソース類、醸造酢並びに
にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格について | 当検査協会検査主任 | 北村 真弓 |
| | 同 検査主任 | 大澤 潤子 |
| | 同 検査員 | 宮田 淳子 |
| (VI) トマト加工品、ウスターソース類、醸造酢並びに
にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの表示について | 当検査協会検査員 | 榎本 友香 |
| (VII) カゴメの食品安全と危害要因防止の取組について | カゴメ(株) イノベーション本部 イノベーション開発部長 | 荒牧 義典 |
| (VIII) 取扱業者の認証の技術的基準について | 当検査協会事務局次長 | 小後摩 美絵 |
| (IX) 最近の行政の動きと話題 | 当検査協会専務理事 | 堤 隆 |

(2) (一社) 全国トマト工業会及び(一社) 日本ソース工業会が行う消費者団体との勉強会等に協力した。

(3) (一社) 日本ソース工業会が行う研修会等に協力した。
さいたま市及び館林市 2019年2月8日、9日

II 受託依頼検査分析事業

1 J A S 格付検査

認証工場との委託契約に基づき実施している、2018年度のJ A S規格適合検査の実績及びその概況は、次の表のとおりであった。

【2018年度（平成30年度）品目別格付実績】

種 類	品 目	格 付 数 量	前年度対比(%)
トマト加工品	トマトジュース	87,957 t	113.5
	トマトミックスジュース	21,081	94.3
	トマトケチャップ	87,126	97.8
	トマトソース	4,603	92.9
	チリソース	18	81.8
	固形トマト	199	187.7
	トマトピューレー	3,625	99.4
	トマトペースト	239	49.2
	計 (1,191件)	204,848	103.4
ウスターソース類	ウスターソース	15,276 Kl	99.3
	中濃ソース	18,034	100.6
	濃厚ソース	17,282	98.8
	計 (1,724件)	50,592	99.6
醸造酢	醸造酢	146,815 Kl	99.7
	計 (3,133件)	146,815	99.7
にんじんジュース 及びにんじんミッ クスジュース	にんじんジュース	984 t	89.4
	にんじんミックスジュース	68	59.1
	計 (17件)	1,052	86.5

2 一般依頼検査

製造業者等（依頼者）から申請のあった4品目のJAS規格に係る依頼検査に関する分析及び証明書が発行をした。

分析項目は、可溶性固形分、食塩分、酸度、粘度、リコピン、pH、比重等であった。

III JAS規格内外調査等事業

1 製品の分析技術等の改善のための情報収集

製品の品質・規格・表示、衛生対策及び分析技術等の改善のための情報収集に努めた。

2 食品表示基準等の情報提供及びJAS制度の普及啓発

JAS規格、食品表示基準及びQ&A等に関し、認証工場審査等の機会を捉えて情報提供するとともに普及啓発に努めた。

- 3 農林水産省が行った J A S 法及び関連法規の改正に対応した。
- 4 (一社) 全国トマト工業会が行うトマト加工品の J A S 規格の見直しにかかる作業に協力した。
- 5 (一社) 日本ソース工業会が行うウスターソース類の J A S 規格の見直しにかかる作業に協力した。
- 6 全国食酢協会中央会が行う醸造酢の J A S 規格の見直しにかかる作業に協力した。
- 7 全国トマト加工品業公正取引協議会及び全国食酢公正取引協議会が行う、トマト加工品及び食酢等の表示に関する公正競争規約に基づく市販品の試買検査会に次のとおり協力した。
 - (1) 全国トマト加工品業公正取引協議会
神戸市 2018年10月25日
 - (2) 全国食酢公正取引協議会
神戸市 2018年10月5日
- 8 日本ソース業公正取引協議会が行うウスターソース類の表示に関する食品表示基準に基づく市販品の試買検査会に協力した。
日本ソース業公正取引協議会
高松市 2019年2月1日
- 9 登録認証機関の審査員としてのレベルアップのため、以下の研修等に参加した。
 - (1) I S O 2 2 0 0 0 : 2 0 0 5 規格解説コース 1日間
 - (2) 食品安全マネジメントシステム内部監査員養成コース 2日間
 - (3) 食品安全マネジメントシステム審査員養成コース 5日間

IV J A S 品の製造、分析技術等の指導事業

- 1 製品の品質・規格・表示、分析技術等への技術支援を行った。
- 2 一般的衛生管理、H A C C P、F S S C 2 2 0 0 0、日本発食品安全マネジメントシステム (J F S M) 等に関する情報提供及びこれらに関する技術指導

を行うと共に、原料・製品の成分特性、製品の品質保持、関連製品の表示、流通技術等について情報提供を行った。

- 3 食品表示基準による J A S 表示包装等の適切な切替えに係る指導を行った。
- 4 原料原産地表示を含む食品表示に関する問い合わせに対応した。
- 5 他の J A S 登録認証機関の公平性委員会等へ委員を派遣した。

V HACCPシステムに係る技術等の支援事業

- 1 認証事業者に対して、HACCPシステムに基づく衛生管理にかかる技術支援を行った。
- 2 (一社)日本ソース工業会及び全国食酢協会中央会が行うHACCP制度化に係る手引書の作成作業に協力した。
- 3 HACCP支援法による認定に関して、(一社)日本ソース工業会及び(一社)全国清涼飲料連合会に対して審査員として協力した。

VI 業務委託事業

全国食酢協会中央会に代わり、HACCP支援法における食酢製品の指定認定機関として、農林水産省及び厚生労働省からの同法に関するヒアリング等関連業務に対応した。

HACCP支援法による高度化認定等は現在までに計4工場で、2018年度は新たな認定はなかった。

VII その他

1 理事会・評議員会等の開催

- (1) 定時評議員会 2018年6月8日
- (2) 理事会 2018年5月24日、2018年6月8日、
2019年3月7日

2 公平性委員会の開催

日時：2019年3月11日（当検査協会会議室）

内容：公平性委員により、認証業務においてコンサルティングを行わない等の利害抵触がないこと、偏見や先入観がないこと及び中立であること等の公平性が保たれているか否かを、チェックリスト（18項目）を用いて監査いただいて、認証業務において公平性が担保されていることが確認された。

3 （一社）日本農林規格協会理事会、総会及び連絡協議会等関係諸団体の総会・会合等に出席した。

4 HACCP中央連絡協議会及びHACCP支援法指定認定機関連絡会等に出席した。

5 JAS法に基づき、更新申請（登録認証機関としての登録の有効期間は4年）及びJAS法の改正に伴い提出した変更届に対して、農林水産省（（独）農林水産消費安全技術センター）が実施する審査に対応した。

6 ホームページ等による情報の発信

（1）ホームページの内容の充実に努めた。これらの情報により、認証工場に止まらず、一般工場や消費者などを含め他団体及び地方自治体等からの問合せが多く寄せられ、それらに対応した。

URL：<http://chouyaken.or.jp>

（2）認証工場に対して、メールによる情報提供を行った。

事業報告附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条3項にあります事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。